

富士見町告示22号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により公共下水道の供用及び処理開始を次のとおり公示し、これを表示した図面を一般の縦覧に供する。

令和8年2月19日

富士見町長 渡 辺 葉

記

- 1 供用及び処理を開始する年月日 令和8年3月31日
- 2 供用及び処理を開始する区域 別紙1に記載する区域
- 3 供用を開始する排水施設の位置 別紙2のとおり
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別 分流式
- 5 縦覧期間 令和8年2月19日から令和8年3月4日まで
土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
- 6 縦覧場所 富士見町役場 上下水道課